第15.X章(新規章案) 豚繁殖・呼吸障害症候群 ウイルス感染症 (改正案) -概要-

豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS) ^{届出}とは

- 〇宿主は、豚、イノシシ (Sus scrofa1種)
- ○病原体は、PRRSウイルス

(Arterivirus属*Arteriviridae*科*Nidovirales*目、エンベロープを有するプラス1本鎖のRNAウイルス)。

ヨーロッパ型(1型)と北米型(2型)の2抗原型 (塩基配列は40%相違)

- ○母豚の繁殖障害(不妊、流・死産、虚弱子等)と 子豚の呼吸障害。不顕性感染も多い。
- 〇世界の主要な養豚国で発生。
- 〇感染豚の鼻汁、唾液、尿、精液、糞便、血液、乳 汁とその汚染物を介して伝播。

改正案のポイント

- 〇用語集と整合させるとともに、以下を改正。
 - ✓ 感染の定義(ワクチン接種の影響を明確化)
 - ✓ 野生豚での感染による影響及び野生豚の貿易上の扱い
 - ✓ 改良生ワクチン接種の取扱い
 - ✓ 受精卵の貿易上の扱い

3

改正案(第15.X章)の構成

第1条 総則

赤字は改正部分

(宿主、感染定義、潜伏・感染期間、野生豚の取扱い)

第2条 安全物品

第3条 清浄地(国/地域zone/動物集団compartment)

第4条 清浄性の回復

第5条~第1412条 輸入条件

第1513条~第1816条 疾病監視surveillance

コンパートメント: 国際的な貿易のため、特定の疾病に対して、体系的な監視、まん延防止と隔離(biosecurity)措置が講じられた共通の隔離管理体制の下、全く異なる衛生状態にある1つ以上の飼育施設(establishment)に収容された動物亜集団 (出典:コード用語集)

第1条 総 則 -定義-

- 豚繁殖・呼吸障害症候群(PRRS)は、<u>家畜豚及び飼育野生豚</u> (以下、豚)のPRRSウイルス(PRRSV)の感染。
- PRRSVの感染は、次のいずれかと定義。
 - 1. 豚からウイルスが分離された場合
 - 2. 発生症例^{注1}の疫学関連豚(又はウイルスと接触したおそれのある豚)から、抗原又はワクチン接種によるものでない遺伝子が検出された場合
- 4. 3. ワクチン未接種豚又は不活化ワクチン若しくは別のワクチン 株のワクチンを接種された豚からワクチン様ウイルス抗原又 はワクチン株の特異的な遺伝子が検出された場合
- 3. 4. 発症群の豚又は発生症例^{注1}の疫学関連豚(もしくはウイルスと接触したおそれのある豚)から抗体が検出された場合(ワクチン抗体を除く)

注1)疑いを含む

第1条 総 則 一定義一

- ○潜伏期間は14日。
- ○感染源となり得る期間: 通常、感染後3~40日。数か月間の場合もある。
- ○野生豚又は野生化した豚(以下、野生豚)で PRRSVの感染が確認されても、(飼育)豚及び その由来物品のは安全に貿易できるに禁止措 置を課してはならない。
- ○診断検査、ワクチンについては、OIEマニュアル

専門家「理論にない。PRRSの流行は無視できるものであり、野生豚の間で感染の維持が成立する証拠はない。また、野生豚は疫学上の役割もない。野生豚でのPRRSV感染は、家畜のPRRSV感染により起こるものであり、本章の対象は家畜に限定すべきである。」

第2条 安全物品

以下の物品及びそれから生産した製品の輸入又は経由を許可する場合には、PRRSに関する条件を求めない。

- 1. 皮革、皮膚(hides, skins)及び狩猟記念品
- 2. 獣毛
- 3. 肉製品
- 4. 肉骨粉
- 5. 血液副産品 ※血液副産品は肉製品に含まれる
- 5. ケーシング(ソーセージなどの皮に用いる動物の腸)
- 6. ゼラチン

注)肉製品

官能及び物理化学的特質を不可逆的に変化させる処理を行った食肉 (食肉=動物の全ての可食部分) (出典:コード用語集)

7

第3条 清浄地(国/地域/動物集団)

- 1. PRRSは届出疾病。
- 2. 早期に検出する体制を整備。
- 3. 過去12か月間、
 - a. 不顕性感染を検出することができる体系的な疾病 監視(surveillance)を実施。
 - b. 豚に感染の証拠なし。
 - c. ワクチン接種を実施せず。(改良生ワクチンは24か月間)
- 4. ウイルスの侵入防止措置を実施。
- 5. 本章の輸入条件に従い、豚及び野生豚並びにこれらの由来物品を輸入。

第4条 清浄性の回復

発生症例の摘発淘汰(ワクチン接種豚も淘汰)又は感染の 疑われる豚のと畜+疾病監視(陰性)

→淘汰完了後3か月で復帰

8

第5条~第7条 輸入条件

条項	由来	対象物品	輸出国の証明要件(O:証明要、-:証明不要)						
			臨床 検査	清浄地 由来	予防 接種	抗体 検査	他基準 の順守	その他	
5	清	豚	0	O ²	_	1	_		
6	非	繁殖•育成豚	0	_	O ³	O ⁴	_	隔離検査	
7	非	と場直行豚	0	1	1	1	_	と畜場に直送	
8		野生豚	0	_	_	Q ⁴	_	検疫所で隔離検査	

注)2:誕生以来又は3か月間飼育、3:母豚も未接種、4:隔離後、21日以上の間隔で2回検査し陰性。2回目は積載前15日以内。受精卵供与雌の2回目は採取前15日。精液供与豚は、導入後21日以上後及び12か月毎に検査し陰性。人工授精所雄豚全頭抗体検査。

C

第8条~第1412条 輸入条件

条項	由来	対象物品	輸出国の証明要件(O:証明要、一:証明不要)						
			臨床 検査	清浄地 由来	予防 接種	抗体 検査	他基準 の順守	その他	
8	清	豚精液	O¹	O ^{1,2}	_	l	O ⁵		
9	非	豚精液	O¹	_		O ^{1,4}	O ⁵	導入前隔離検査(28日)、 発生のない施設で飼育 ²	
			_			-		人工授精所で飼育	
10	清	豚受精卵	O¹	O ^{1,2}	_	-	O ⁶		
11	非	豚受精卵	O ¹	_	_	O ^{1,4}	O 6		
12	_	豚の生鮮肉0	O¹	_	_	-	O ⁷	と場でと畜(前後)検査	
13		野生豚生鮮肉 ⁹	O [±]	_	_	_	Q1,7	認可検査所でと殺後検査	
14		臟物•臟物製品	_	Q ¹	_	_	_		

注)0:リンパ組織、臓器は除く、1:供与動物、2:誕生以来又は3か月間飼育、4:隔離後、21日以上の間隔で2回検査し陰性。2回目は積載前15日以内。受精卵供与雌の2回目は採取前15日。精液供与豚は、導入後21日以上後及び12か月毎に検査し陰性。人工授精所雄豚全頭抗体検査。5:人工授精所の衛生、精液の採取と処理のコード。6:受精卵・卵母細胞の採取と処理のコード、7:と畜検査のコード

第4513条~第4816条体系的な疾病監視

第1513条 序論

第1614条 一般的条件と方法

第1715条 戦略

- 1. 序論
- 2. 臨床的疾病監視
- 3. ウイルス学的疾病監視
- 4. 血清学的疾病監視

第1816条 清浄性回復のための疾病監視の 追加要件

11

第13~14条 疾病監視(序論と方法の抜粋)

考慮すべき疫学的特徴

- ウイルス伝播における精液の役割
- 近距離空気伝播の存在
 - →人工授精所、原原種豚群、高密度養豚地域等伝播 リスクの高い集団は定期的な検査を実施
- ・ ウイルスは2遺伝子型に明確に分類→両遺伝子型を検出する検査を実施する必要。
- 両遺伝子型内の抗原性及び病原性は多様
- 特に成長した豚に多い不顕性感染
- 抗体保有下でも長期間ウイルスを排泄
- ワクチン抗体を識別する検査法がない
- 改良生ワクチンの使用に付随する特有の危険性

第15条 疾病監視(戦略の抜粋)

- 1. 臨床的疾病監視
- 臨床・病理所見は早期検出に有用。若い子豚での高い罹病率と致死率、母豚の繁殖障害は必ず調査。
- 高病原性株では全ての年齢の豚が発症。
- 低病原性株では臨床症状を示さないか若齢動物のみ →ウイルス・血清検査で補完
- 2. ウイルス学的疾病監視
- 分子学的検出法は多検体の選別検査、早期検出に有用。流行中の遺伝子型の情報は、伝播経路の疫学的理解に有用。
- 3. 血清学的疾病監視
- ワクチン非接種群、高齢動物の検査に有用(移行抗体は4~8週齢で検出可)。ただし、感染後3~6か月で抗体が消失する豚もいる。

第16条 清浄性回復のための疾病監視 の追加要件(active surveillance)

以下のものを対象に含むこと

- 発生症例に近接した飼育施設
- 発生症例に疫学的に関連した飼育施設
- 感染飼育施設から移動した豚又は当該施設 に補充した豚

は、臨床的、病理学的、ウイルス学的及び血清学的調査を定期的に実施。